

○新ひだか町議会議長交際費支出基準及び公表に関する基準

平成 31 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この基準は、議長が新ひだか町議会を代表して行う外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「議長交際費」という。）の支出基準及び公表に関し必要な事項を定めることにより、議長交際費の適正かつ公正な執行と透明化に資することを目的とする。

(責務)

第 2 条 議長交際費の支出に当たっては、社会通念上妥当と認められる範囲内で必要最小限の額となるよう努めなければならない。

(種別及び支出基準)

第 3 条 議長交際費は、次に掲げる種別及び支出基準に応じ、支出できるものとする。

- (1) 慶祝 慶事及び総会等各種行事のお祝いに係る経費
- (2) 弔慰 町政関係者、町議会関係者等の葬儀等における香典、供花等に係る経費
- (3) 会費 会費を必要とする会合等への参加に係る経費
- (4) 賛助金 趣旨に賛同できる行事等の開催に係る経費
- (5) 謝意 行政視察等、交際上支出する必要があると議長が認める経費
- (6) 議会運営費 議会運営上、議長が特に必要と認める経費

2 議長交際費の支出対象者等及び支出基準額は、別表に定めるとおりとする。

(公表)

第 4 条 議長交際費は、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 前条第 1 項各号に掲げる種別
- (2) 支出年月日
- (3) 件名等
- (4) 支出金額

2 公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月の末日までに新ひだか町議会ホームページに掲載するとともに、議会事務局において閲覧に供するものとする。

(雑則)

第 5 条 この基準に定めるもののほか、議長交際費の支出基準及び公表に関し必要な事項は、議長が議会運営員会に諮って決定する。

附 則

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に支出する議長交際費について適用する。

別表(第3条関係)

種 別	支出対象者等		支出基準額
慶 祝	金額の明示があるもの		相当額
	金額の明示が無いもの		10,000 円以内
弔 慰	町議会議員（現職）	本 人	香典 10,000 円
			供花 10,000 円相当
	町議会議員（元・前）	本 人	香典 10,000 円
			供花 10,000 円相当
その他議長が必要と認めたもの		香典 10,000 円以内	
		（供花 10,000 円相当）	
会 費	金額の明示があるもの		相当額
	金額の明示が無いもの		10,000 円以内 懇談会等は、原則として一人当たり 5,000 円以内
賛助金	趣旨に賛同できる行事等に対するもの	協賛金	10,000 円以内
		景品等	5,000 円以内
謝 意	行政視察等、交際上支出する必要があると議長が認める経費		10,000 円以内
議会運営費	議会運営上、議長が特に必要と認める経費		相当額

備考 支出基準額については、地域の習慣等特別な理由により、上記で定める金額により難い事情がある場合には、社会通念上妥当な範囲内で金額を調整できるものとする。